イベント主催者、会場責任者、施設の管理権原者、管理者の皆様

受動喫煙ゼロで、みんなの健康を守るイベントへ！

イベント会場に（臨時）喫煙所を設置する際は、受動喫煙対策が必要です！
全ての参加者が安心して過ごせる会場づくりにご協力をお願いします。

☑ イベント前のチェックリスト

- ☐ 喫煙所の設置場所は適切か。
- ☐ 標識・案内等の表示は十分か。
- ☐ スタッフへの周知は済んでいるか。
- ☐ 20歳未満の立ち入り防止措置はあるか。

☑ 受動喫煙を起こさないための措置例

喫煙所設置場所の工夫

・通路や出入口、子ども・高齢者が集まる場所の近くには設置しない
・風向きに配慮し、喫煙者のみが利用する場所に設置
・パーテーション型や密閉型の喫煙所を推奨

周知と表示

・喫煙所以外では喫煙禁止であることを明示
・喫煙所には「喫煙所」の標識を掲示
・20歳未満の立ち入り禁止表示を忘れずに

義務です！ 受動喫煙対策の「ルール」

２０２０年４月より改正健康増進法が全面施行され、イベント会場でも**望まない受動喫煙を生じさせることのないよう配慮**することが義務となっています。

（健康増進法第２６条、第２７条）

長崎県福祉健部国保・健康増進課　R7.8発行

施設別の基本ルール

屋外 イベント会場	第一種施設 （学校・病院・行政庁舎など）	第二種施設 （商業施設・飲食店・ホテルなど）
配慮義務	**敷地内全面禁煙**	**原則屋内禁煙**
法的規制はないが、望まない受動喫煙を防ぐ措置が必要	屋外：「特定屋外喫煙場所」の設置は可能	屋内：「喫煙専用室」「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置は可能 屋外：周囲の状況に配慮した喫煙所の設置が可能

受動喫煙防止対策に関する相談窓口

相談窓口	管轄区域	電話番号
県国保・健康増進課	長崎県（長崎市・佐世保市を除く）	095-895-2499
西彼保健所	西海市、長与町、時津町	095-856-5059
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	0957-26-3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	0957-62-3289
県北保健所	平戸市、松浦市、佐々町	0950-57-3933
五島保健所	五島市	0959-72-3125
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市	0920-52-0166
長崎市健康づくり課	長崎市	095-829-1154
佐世保市健康づくり課	佐世保市	0956-24-1111

詳しくは、長崎県または厚生労働省のホームページをご確認ください。

＜長崎県公式ウェブサイト＞

長崎県　受動喫煙対策

＜厚生労働省特別サイト＞

なくそう！望まない受動喫煙